

## 愛知県要約筆記者派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者が、社会の構成員として地域の中で生活を送れるよう、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき、専門性の高い意思疎通支援を行う者のうち要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は愛知県とする。

### (事業の委託及び監督等)

第3条 知事はこの事業の業務を知事が適当と認めた者（以下、「受託者」という。）に委託することができる。

- 2 知事は、前項の規定により業務を委託した時は、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して、常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による知事の監督を受け、知事から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

### (県及び受託者の責務)

第4条 知事及び受託者は、この事業を実施するにあたって市町村及び関係団体等の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

- 2 知事及び受託者は、要約筆記者の健康と安全の確保に努めなければならない。

### (要約筆記者の登録)

第5条 一般社団法人要約筆記者認定協会が実施する全国統一要約筆記者認定試験に合格した者で、要約筆記者派遣事業による派遣要請に応ずることができる者は、「愛知県要約筆記者登録申請書（パソコン／手書き）」（様式1）を受託者に提出する。

- 2 前項の書類を受理した受託者は、登録者としての適否に関する意見を附して知事あて進達する。
- 3 知事は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、登録を行う場合は、第6条第1項に定める「要約筆記者登録証」を当該申請者に交付するものとし、登録を行わない場合は、その旨を「愛知県要約筆記者登録却下通知書」（様式2）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 受託者は、前項の規定により決定した要約筆記者派遣事業登録者について、「要約筆記者派遣事業登録台帳」（様式3）を整備するものとする。
- 5 登録の有効期間は、登録の日の属する年度の末日までとする。ただし、本人の申出により更新することができる。

(要約筆記者登録証)

第6条 知事は、要約筆記者に「要約筆記者登録証」(様式4)を交付する。

2 要約筆記者は、交付された「要約筆記者登録証」を毀損又は紛失した場合には、速やかに「愛知県要約筆記者登録証紛失等届兼再交付申請書」(様式5)を受託者に提出しなければならない。

3 要約筆記者は、登録事項に変更があるときは、速やかに「愛知県要約筆記者登録事項変更届」(様式6)を受託者に提出しなければならない。

4 要約筆記者は、登録を辞退する場合は、「愛知県要約筆記者辞退届」(様式7)及び「要約筆記者登録証」を受託者に提出するものとする。

5 受託者は、第2項、第3項及び第4項の書類を受理した場合は、知事あて進達する。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、受託者の意見を聞き、要約筆記者の登録を取り消すことができる。

(1) 第7条に違反した場合

(2) その他、派遣要請に応じることができないと認めた場合

7 前項のときは、知事は「愛知県要約筆記者取消通知書」(様式8)を要約筆記者あて通知する。その場合にあつては、要約筆記者登録証を返還しなければならない。

(要約筆記者の責務)

第7条 要約筆記者は、要約筆記業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 各種の研修に参加するなど、要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、要約筆記者を辞した後にも適用する。

(派遣対象事項)

第8条 知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者等又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに要約筆記者を派遣する。ただし、感染症の発生などにより要約筆記者の派遣が困難な場合、遠隔要約筆記を行うことができる。

(1) 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事(県内全域から聴覚障害者等の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町村から聴覚障害者等の参加が見込まれるものをいう。)

(2) 市町村派遣事業での対応が困難であると認められるもの、又はこの事業での実施が望ましいと判断されるもの。

(3) その他知事が特に必要と認める場合

(派遣対象地域)

第9条 要約筆記者の派遣対象地域は、原則として県内とする。ただし、県内在住の聴覚障害者等が、県外での活動に際し要約筆記者を必要とし、市町村より広域的な派遣の調整を依頼された場合で市町村での対応が困難であると認められる場合、知事は、当該派遣先の属する都道府県又は聴覚障害者情報提供施設等の協力により、当該都道府県等に登録している要約筆記者の派遣を行うものとする。

(派遣の申請)

第10条 要約筆記者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「愛知県要約筆記者派遣申請書」（様式9。以下「申請書」という。）により、原則として10日前までに受託者に提出する。ただし、緊急又はやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

第11条 受託者は、前条の申請を受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申請者に対して「愛知県要約筆記者派遣決定（却下）通知書（様式10）により通知する。

2 受託者は、派遣が可能な要約筆記者を選考の上、「愛知県要約筆記者派遣依頼書」（様式11）により、要約筆記者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第12条 要約筆記者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則、無料とする。ただし、要約筆記支援業務を行う際に必要となる要約筆記者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(要約筆記者の派遣及び報告)

第13条 要約筆記者は、受託者の依頼に基づき、要約筆記業務を行う。この場合、申請者その他関係者と連絡調整を行う等、適切な要約筆記業務の実現に努めるものとする。

2 要約筆記者は、活動終了後速やかに、「愛知県要約筆記者活動報告兼手当請求書」（様式12）を受託者に提出する。

(報酬)

第14条 受託者は、業務報告書により適正に要約筆記業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を要約筆記者に対し支払うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年8月22日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年3月8日から施行する。

## 別表

区分	金額	備考
要約筆記に対する手当	1時間あたり2000円 以後30分ごとに1000円	待ち合わせ時間から用務終了時間まで (事前打合せ、機材設営及び撤収に要する時間(※)を含む) ※手書き：30分 パソコン：60分
交通費	・自宅から派遣場所までの公共交通機関の利用実費額 (やむを得ず自動車を利用する場合) ・1キロ25円及び駐車料金実費	